

## 富谷市介護保険運営委員会について

### ○介護保険運営委員会とは

介護保険事業の円滑かつ適切な運営を図るために、富谷市介護保険条例に基づき設置するもの。

### ○富谷市介護保険条例（平成12年3月15日条例第1号）※抜粋

#### （介護保険運営委員会の設置）

第11条 介護保険の運営に関する重要な事項を調査し、審議するため、富谷市介護保険運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 介護保険事業計画の策定に関する事項
- (2) その他介護保険の運営に関する事項  
(組織等)

第12条 委員会は、委員18人以内をもって組織する。

2 委員は、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

### ○富谷市介護保険運営委員会規則（平成12年9月29日規則第19号）※抜粋

#### (趣旨)

第1条 この規則は、富谷市介護保険条例(平成12年富谷町条例第1号)第13条の規定に基づき、富谷市介護保険運営委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (委員の構成)

第2条 委員会を組織する委員は、次の各号に掲げる者のうちからそれぞれ当該各号に定める数の範囲内で構成する。

- (1) 被保険者 9人
- (2) 介護に関する学識又は経験を有する者 5人
- (3) 介護サービスに関する事業に従事する者 4人

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定め、副委員長は、委員長の指名する者とする。

- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

**【任期】**

令和6年4月1日～令和9年3月31日(3ヵ年)

**【開催回数及び審議内容(予定)】**

令和6年度(3回程度)

- ・富谷市高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画の実績報告
- ・富谷市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況確認等

令和7年度(4回程度)

- ・富谷市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画に向けた実態把握
- ・富谷市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況確認等

令和8年度(4回程度)

- ・富谷市高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画検討・策定
- ・富谷市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画の進捗状況確認等

参考) 計画期間



資料：富谷市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画